

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成25年四国地方整備局告示第43号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 中讃流域下水道（金倉川処理区）

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町4丁目1番10号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成17年四国地方整備局告示第33号及び平成19年四国地方整備局告示第38号の事業地のうち仲多度郡多度津町堀江5丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし